

堺市自治連合協議会 1月役員会

1. 事業説明案件

(1) 令和7年国勢調査へのご協力及び協力委員へのご就任について (政策企画部)

2. その他

(1) 防犯カメラの今後の方向性 (素案) (市民生活部)

堺企画第 1603 号
令和 6 年 12 月 20 日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市 市長公室 政策企画部長

令和 7 年国勢調査へのご協力及び協力委員へのご就任について（依頼）

時下、皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、本市統計調査業務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、統計法に基づく国勢調査が、令和 7 年 10 月 1 日を調査基準日として実施されます。前回調査では、本市内で約 5,500 人の調査員にご従事いただいた非常に大規模な調査であり、貴協議会及び各校区の皆様のご協力が不可欠です。

つきましては、本調査を円滑に行うため、各校区代表者の皆様には、協力委員にご就任いただき、調査員候補者の推薦等について、ご協力をお願いいたします。

記

1 依頼内容

○協力委員へのご就任

調査員候補者の推薦のほか、国勢調査の円滑な実施にあたり、必要な助言や援助を行っていただくため、各校区代表者の皆様にご就任を依頼します。

○調査員候補者の推薦等

各校区において調査に従事いただく調査員を選任するための、候補者の推薦等を依頼します。

2 スケジュール（案）

別添「資料 1」のとおり

【問合せ先】

堺市 市長公室 政策企画部

調査統計担当（担当：川中、星田）

TEL (072) 228-7450（直通）

FAX (072) 230-4726

令和 7 年国勢調査の概要及びスケジュール

○国勢調査の概要

我が国の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として、全世帯を対象に 5 年ごとに実施されます。

- ・調査基準日：令和 7 年 10 月 1 日（水）現在
- ・調査事項：世帯員に関する事項：男女の別、出生の年月、就業状態など 13 項目
世帯に関する事項：世帯の種類、住居の種類、住居の建て方など 4 項目
- ・調査方法：インターネット回答、郵送回答、調査員訪問

○本市の実施体制

本市では、国勢調査の実施に当たり、効率的な実施体制を整えるため、佐小副市長を本部長として、令和 7 年 1 月に国勢調査実施本部を設置する予定です。

- ・本部員：本部長の命を受けて、国勢調査の実施に関する事務を分担。
- ・調査員：調査員の推薦を堺市自治連合協議会に依頼予定。（前回調査時は約 5,500 人）
- ・協力委員：本市独自の制度として、堺市自治連合協議会校区代表者に就任を依頼予定（校区自治連合会ごと 1 名）。調査員候補者の推薦、国勢調査を円滑に行うために必要な助言及び援助を行う。
- ・本部指導員：校区ごとに開催する調査員説明会の準備・運営、調査期間中の調査員への用品補充や事務的アドバイスをはじめとする調査員の調査活動全般の支援等を行う。本市職員に就任依頼（約 500 人）。
- ・代表指導員：上記本部指導員業務に加え、各校区代表者への調査員推薦依頼、調査員説明会の開催調整等を行う。各校区に 2 名ずつ配置（約 200 人）。

○調査のスケジュール

令和 6 年度

12月20日	・堺市自治連合協議会 役員会（国勢調査協力依頼）
1月1日	・国勢調査 堺市実施本部設置
1月8日	・堺市自治連合協議会 定例会（国勢調査協力依頼）
1月下旬～	・代表指導員が各校区へ調査員の推薦依頼に伺う
3月下旬	・調査員候補者推薦期限(第 1 次)※

令和 7 年度

5月中旬	・調査員候補者推薦期限(第 2 次)※
6月下旬～7月上旬	・堺市自治連合協議会 役員会・定例会 (国勢調査広報用ポスター掲出等依頼)
9月初旬	・国勢調査 調査員任命(総務大臣任命) 【任命期間：9月初旬～10月下旬】
9月上旬	・調査員説明会 (代表指導員が各校区と調整し、日程等を決定します。)
9月中旬～10月下旬	・調査期間
10月下旬	・調査関係書類を調査員から指導員へ提出

※年度が改まってからでないと選任できない校区も想定されるため、調査員候補者推薦期限は 2 段階設けています。

R7年国勢調査 校区別調査区数 (R6.12月時点※)

校区NO.	校区名	調査区数
1	三宝	131
2	錦西	73
3	錦	50
4	錦綾	54
5	浅香山	116
6	市	119
7	熊野	109
8	榎	159
9	三国丘	126
10	安井	75
11	少林寺	53
12	大仙	92
13	大仙西	44
14	湊	34
15	湊西	80
16	英彰	138
17	神石	64
18	東百舌鳥	114
19	土師	66
20	深井	86
21	東深井	117
22	深井西	51
23	久世	125
24	宮園	25
25	東陶器	94
26	福田	56
27	西陶器	47
28	深阪	53
29	八田荘	88
30	八田荘西	48
31	南八下	60
32	八下西	45
33	日置荘	102
34	日置荘西	65
35	白鷺	90
36	登美丘西	84
37	登美丘東	72
38	登美丘南	83
39	野田	93
40	浜寺石津	130
41	浜寺	72
42	浜寺東	66
43	浜寺昭和	86
44	鳳	121
45	鳳南	136
46	津久野	67
47	上野芝	82

校区NO.	校区名	調査区数
48	向丘	83
49	家原寺	47
50	平岡	49
51	福泉	116
52	福泉東	30
53	福泉上	55
54	福泉中央	58
55	美木多	92
56	上神谷	46
57	宮山台	54
58	竹城台	47
59	竹城台東	37
60	茶山台	56
61	若松台	49
62	槇塚台	54
63	晴美台	65
64	高倉台	34
65	高倉台西	34
66	三原台	97
67	桃山台	42
68	赤坂台	61
69	新檜尾台	66
70	城山台	56
71	原山台	106
72	庭代台	64
73	御池台	68
74	東三国丘	140
75	五箇荘	64
76	五箇荘東	96
77	東浅香山	102
78	新浅香山	49
79	新金岡	68
80	新金岡東	54
81	大泉	40
82	光竜寺	41
83	北八下	71
84	金岡	124
85	金岡南	108
86	百舌鳥	157
87	西百舌鳥	73
88	中百舌鳥	186
89	黒山	55
90	平尾	52
91	美原北	60
92	八上	56
93	美原西	44
94	さつき野	34

※R6.12月時点の数字のため、今後、調査区数に変更になる可能性があります。

令和 2 年国勢調査からの主な変更点（調査員事務に関連するもの）

内容	R2 国勢調査（本市）	R7 国勢調査（国方針）	変更理由
(1) 調査票の配布方法 ※対応方法検討中	・コロナ禍の対応として、世帯との対面（インターホン越しの会話も省略）を行わず、郵便受けに入れるなどにより配布	・原則は世帯と対面して配布 ・地域性や建物の建て方などを考慮し、オートロックマンションや単身世帯など何度訪問しても説明が困難と見込まれる場合は、居住確認を行った時点で配布可能	・原則として、コロナ禍前の方法に戻るため。 ・単身世帯や共働き世帯、オートロックマンションの増加に伴う、調査員の事務負担軽減を図るため。
(2) 調査員記入欄から世帯記入欄への変更	・調査票の記入項目のうち、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」については、調査員が記入	・調査票の記入項目のうち、「世帯の種類」及び「住宅の建て方」について、世帯が記入	・調査員の事務負担軽減を図るため。
(3) 集合住宅情報の記入	(当該事務なし)	・集合住宅のみで構成されている調査区について、調査世帯一覧の裏面に、集合住宅情報（集合住宅名、集合住宅の特性（オートロックか否か、郵便受けまでのアクセスの可否等））を調査員が記入	・令和 12 年国勢調査における効率的な調査実施に向けて、集合住宅の情報を収集し、データ化するため。
(4) 調査票未提出世帯への回答督促時期の変更	・調査票提出期限の翌日から世帯への督促を開始	・調査票提出期限から世帯への督促開始までの期間を 1 週間以上確保	・世帯が郵送回答してから、国の回答状況を確認するためのシステムに反映されるまでタイムラグがあるために発生する、回答済み世帯への不要な督促を回避するため。（前回、全国的にトラブルが多数） ・不要な督促を行わなくてもよくなることによる調査員の負担軽減を図るため。

【防犯カメラの今後の方向性（素案）の説明概要】

維持管理の負担軽減を求めるところ等もお寄せいただいていることから、今回、これまでの設置効果や地域の実情等を踏まえて、改めて今後の方向性を検討したものです。

具体的には、**地域が補助金を活用して設置している防犯カメラのうち、行政で設置すべき場所にあるものについて「公設置」への移行**を行います。その際は警察や地域と協議を行いながら、最新の防犯カメラの性能を活かして、より効果的な設置手法を検討して取組みます。

なお、個人の民地等に設置されている防犯カメラもあり、**今回の取組で地域が設置している全ての防犯カメラの引き取りを行うことができるわけではありません**ので、それらについては、地域で計画的に維持管理を行っていただくようお願いいたします。

それに伴い、一旦新規設置を止める必要がありますので、**令和 7 年度から令和 9 年度までの間は、校区自治会活動推進補助金の補助対象から防犯カメラの新規設置を除外**し、故障等に臨時的に対応するため「レンタル代」を補助金の対象に含めます。

また、公設化の作業が終了する**令和 10 年度以降は、校区自治会活動推進補助金の設置台数に上限を設けるなどの見直しを検討**します。

そのほか、資料には記載しておりませんが、防犯カメラの公設化と合わせて、校区自治会活動推進補助金の区分 1・区分 2 についても、撤廃する方向で制度の見直しの検討を進めております。

ただし区分を撤廃した場合、当初予定していた事業に年度途中に変更が生じる場合などは手続き等使途の確認を実施する必要があると考えております。

詳細につきましては、今後、庁内の関係課と調整していくこととなりますが、何卒ご理解とご協力をお願いしたいと考えております。

また、本来であれば、公設化を実施に多額の予算が必要になるため、校区自治会活動推進補助金は減額させていただく必要がありますが、令和 7 年度については減額を行わない方向で調整を進めています。将来の予算につきましては、今後の執行状況や財政状況等を踏まえて検討していくこととなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

なお、今回の報告は素案になりますので、**今後皆様の意見を頂いて改めて内容を固めていきたいと思っております**のでよろしくお願いいたします。

防犯カメラの今後の方向性（素案）

令和6年12月 市民人権局

趣旨・目的

- 堺市では、地域や警察と連携・協働しながら様々な施策を展開することで防犯環境の向上に取り組んでいる。
- 特に、防犯カメラに関しては、より効果的となるよう「公」と「地域」の2つの視点から設置してきた。
- 今回、これまでの設置効果、地域の実情等を踏まえて防犯カメラの方向性を改めて検討し、市域全体の防犯環境を更に高められるよう取り組む。

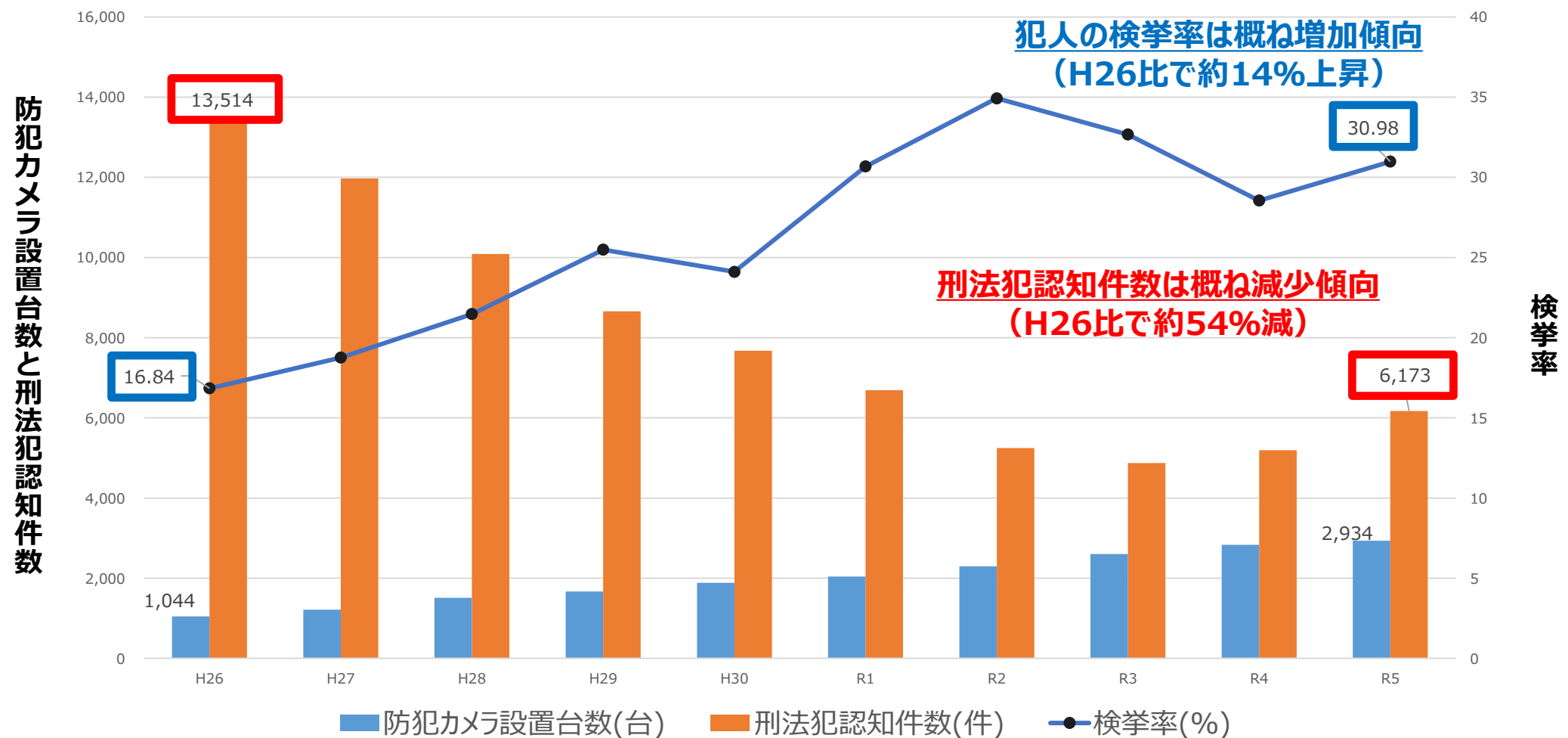
2.堺市における防犯カメラの現状

防犯カメラの設置状況

設置年度	～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
公設置	360台	60台	163台	64台	104台	37台	147台	212台	178台	13台	1,338台
地域設置	526台	67台	85台	86台	96台	85台	82台	69台	42台	63台	1,201台

※「地域設置」は補助金を活用した防犯カメラの台数

防犯カメラの設置台数と刑法犯認知件数・検挙率の推移



主な課題

■ 地域負担の増大

自治会加入者数が減少傾向にある中、警察捜査への協力に伴う人的負担や設置台数の増加に伴う維持管理等の経費負担が大きくなっている

■ 老朽化した防犯カメラの増加による防犯環境の低下

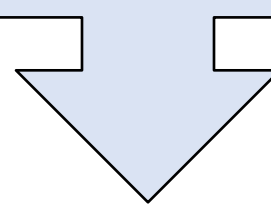
機器更新に多額の経費が必要になることから耐用年数を超過した防犯カメラが多く存在しており、更新が進まなければ防犯環境の低下が懸念される

👉 地域からの主な要望

- ・地域で設置した防犯カメラも行政が一体的に更新・管理してほしい
- ・老朽化した防犯カメラを更新するために、補助金の増額や区分撤廃などを実施してほしい
- ・「公設防犯カメラの戦略的整備事業」を継続的に実施してほしい

防犯カメラの方向性

「公設置」と「地域設置」の2つの視点で
将来にわたり無理なく管理できる運用へ転換



市域全体の防犯環境を向上し安全・安心な堺市を実現

👉ポイント

- ①：警察や地域との協議により公設置すべき場所を選定し、犯罪抑止効果や住民の安心感を更に向上
- ②：①に伴い大部分の「地域設置」を「公設置」へ移行し、自治会の経費負担や人的負担を軽減

5.方向性を踏まえた今後の方針

防犯カメラの配置を適正化

- 「地域設置」のうち、行政で設置すべき場所は「公設置」へ移行
- 移行の際は、警察や地域と協議を行いながら最新の防犯カメラの性能を活かして、より効果的な設置手法を検討
- 「公設置」への移行が完了する令和9年度までは校区自治会活動推進補助金の対象から「新規設置」を除外
- 新規設置を除外する令和9年度までの間、既存防犯カメラが故障した場合、一時的にレンタルで対応するための費用を補助対象に追加

《地域設置について》

- ✓ 「公設置」へ移行しなかった防犯カメラは、地域で維持管理を継続
- ✓ 令和10年度以降、校区補助金で設置可能な台数に上限を設けるなどの見直しを検討
- ✓ 不要な防犯カメラの撤去に必要な経費の支援として撤去費補助を検討

6.スケジュール

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度～
公設置へ移行する箇所を警察・地域と協議			
	モデル実施	本格実施	

- ・令和7年度から「公設置」へ移行する箇所を警察や地域と協議しながら検討
- ・令和8年度は一部の地域でモデル実施
- ・令和9年度に本格的な設置を行い、令和10年度以降は公で維持管理